

広島県告示第十九号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条の規定によつて、次の区域に係る家きん、家きん卵、家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物、家きん飼養器具その他の高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入を禁止する。ただし、船又は車に積載したまま通過する場合はこの限りでない。

令和五年一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

移動及び移出入を禁止する区域

三次市有原町、三次市三和町有原、三次市三和町敷名、三次市三和町下板木

移出入を禁止する区域

安芸高田市甲田町下甲立、安芸高田市甲田町高田原、安芸高田市甲田町深瀬、世羅郡世羅町上津田、世羅郡世羅町黒川、世羅郡世羅町下津田、世羅郡世羅町中、世羅郡世羅町長田、世羅郡世羅町吉原、東広島市豊栄町飯田、東広島市豊栄町吉原、三次市青河町、三次市秋町、三次市石原町、三次市糸井町、三次市上田町、三次市海渡町、三次市小田幸町、三次市大田幸町、三次市廻神町、三次市上川立町、三次市上志和地町、三次市吉舎町徳市、三次市吉舎町檜、三次市木乗町、三次市下川立町、三次市下志和地町、三次市三若町、三次市三和町飯田、三次市三和町上板木、三次市三和町上壱、三次市三和町大力谷、三次市三和町羽出庭、三次市三和町福田